

東京都北区公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都北区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本的な方針及び特定労働者等に対する賃金等の支払に関する事項その他必要な事項を定めることにより、公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 区が事業者と締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結するその管理する同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- 二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- 三 特定公契約 次に掲げる公契約（東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者と締結するものを除く。）をいう。
 - イ 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち予定価格が九千万円以上のもの
 - ロ 区が発注する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が二千万円以上のもの
 - ハ 施設の管理に要する経費として区長が認めたものの額が一年当たり二千万円以上である指定管理協定
- 四 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。
- 五 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - イ 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ハに掲げる者を除く。）
 - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はイに掲げる

者に労働者を派遣する者

六 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

イ 特定受注者又は前号イに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

ロ 前号ロに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事しているもの

ハ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

七 賃金等 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

イ 前号イ又はロに該当する者がその雇用する者から得る賃金

ロ 前号ハに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

（基本方針）

第三条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- 一 公契約の適正な履行により、良質な区民サービスを確保すること。
- 二 労働者等の適正な労働条件の確保及び安全な労働環境の整備を図ること。
- 三 区内の事業者の受注の機会を確保し、その育成を図ること。
- 四 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- 五 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

（受注者の責務）

第五条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

（継続雇用）

第六条 継続性のある業務に関する特定公契約に係る特定受注者は、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該

業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情がない限り、雇用するように努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第七条 特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百十七号）第七条に規定する労働者を除く。以下この条、次条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）に対して、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

2 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

一 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

二 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金、区に勤務する時間額で報酬を定める職員の報酬の額その他公的機関が定める基準

3 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。この場合において、賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該賃金等の換算方法は、規則で定める。

4 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、東京都北区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

5 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定受注者の講ずべき措置)

第八条 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して賃金等を支払わない場合又は支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回った場合は、当該特定労働者等に対し、当該賃金等に相当する額又はその差額に相当する額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(特定労働者等の労働条件等の報告)

第九条 特定受注者は、規則で定めるところにより、雇用契約の締結の状況、特定労働者等に対する賃金等の支払状況その他の特定労働者等の労働条件等に関する事項を区長に報告しなければならない。

(特定労働者等への周知)

第十条 特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 この条例が適用される特定労働者等の範囲
- 二 労働報酬下限額
- 三 次条の規定による申出をする場合の連絡先
- 四 特定受注者及び特定受注関係者は、次条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(特定労働者等の申出)

第十一条 特定労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の徴収等及び立入調査)

第十三条 区長は、第十一条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第十四条 区長は、前条第一項の報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除等)

第十五条 区長は、特定公契約において、次に掲げる当該特定公契約の解除等に関する事項を定めるものとする。

一 区は、次のいずれかに該当する場合は、特定公契約を解除すること（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。）ができること。

イ 特定受注者又は特定受注関係者が第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

ロ 特定受注者が前条第一項の規定による命令に違反した場合

ハ 特定受注者が前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二 前号の規定による特定公契約の解除によって特定受注者又は特定受注関係者に損害が生じたときであっても、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

三 区は、第一号の規定による特定公契約の解除をした場合において、特定受注者から違約金を徴収することができること。

（公表）

第十六条 前条第一号の規定による特定公契約の解除をした場合又は特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者がこの条例の規定に違反していたことが判明した場合は、区長は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（審議会の設置）

第十七条 労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、東京都北区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事項）

第十八条 審議会は、第七条第二項の規定による労働報酬下限額の設定に関する事項その他公契約に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

（審議会の組織）

第十九条 審議会は、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員七人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会長）

第二十条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第二十一条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第二十二条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第七条第二項から第五項まで及び第十七条から第二十二条まで並びに付則第三項及び第四項の規定は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第六条、第七条第一項及び第八条から第十六条までの規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定について適用する。
- 3 付則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱される委員の任期は、第十九条第二項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区公契約審議会	会長	二〇、六〇〇円
	学識経験者から委嘱された委員	一八、五〇〇円